

第1回入札説明書等に関する質問への回答

令和1年12月18日

標記の件、次のとおり回答します。

1. 入札説明書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
1	6	第3章	12	(1)1)	②上記の工事監理とありますが、建築士法第2条第7項に定める工事監理であり、解体工事は対象外と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書のとおり対象内です。
2	9	第4章	2	(6)	現場見学会の参加者について、入札参加構成員・協力企業以外（下請予定企業）の参加は可能でしょうか。	現地見学会の申込書（様式1-3）において企業名や氏名等を事前に届け出た場合に限り可とします。
3	22	第6章	4	—	プロジェクトファイナンスにて資金調達する場合、原則全資産を担保提供する事となりますが、その場合は「市の事前の承諾」を頂けるご想定でしょうか。	当該必要性を合理的に説明いただければSPCの資産の担保提供について承諾することを想定しております。ただし、建設後市に引渡す資産については担保の対象外とします。
4	23	第6章	5	(1)2)	「(ウ)銀行が振出し又は支払保証をした小切手」とありますが、これに加え金融機関、保険会社が発行する履行保証や履行保険でも代替可能としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
5	23	第6章	5	(1)3)	貴市契約規則第5条第7項各号のいずれかで入札保証金免除が可能とありますが、本事業の参加資格確認結果の通知において、入札保証金免除の可否も通知して頂けないでしょうか。入札保証金が不要になれば、事業費低減につながります。	入札参加資格申請時に入札保証金の免除要件を満たすことを示していただければ通知することとします。
6	23	第6章	5	(2)	1) 契約保証金の額(ウ) 運営・維持管理「契約金額のうち運営・維持管理に係る額の100分の5以上の額」とあります。運営・維持管理期間中の契約保証金額としては過大であり、金融機関からの資金調達に影響し、事業費が増大するため、契約金額のうち年度毎の運営・維持管理業務費の100分の10を超えない額としていただきたくお願いします。	入札説明書のとおりとします。
7	23	第6章	5	(2)	契約保証金の納付に関して、各工事を担当する企業ごとに保証負担することも想定しているため、ご指定の納付金額を満足する限りにおいて、構成企業ごとに納付することも可能という理解でよろしいでしょうか。	代表企業において一括で納付願います。
8	28	添付資料-3	1	(1)	民間資金の調達規模は、交付対象で起債対象の10%、交付対象外で起債対象の25%とありますが、貴市に起因し調達規模を変更する必要がある場合は、当該変更に必要な費用は貴市負担いただけるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	29	第7章	—	3)	基準金利について、入札説明書では「テレレート17143頁」、事業契約書では「テレレート17097頁」と記載が異なります。	「テレレート27143頁」に修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
10	29	第7章	—	3)	「基準金利は、共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17143頁にTOKYO SWAPREFERENCE RATE として発表される6か月TIBORベース10年物（円－円）金利スワップレートにより算定した金利をいう。」とあります。テレレート17143頁には、TOKYO SWAP REFERENCE RATE6か月LIBORベース〇年物（円－円）金利スワップレートが記載されていると認識しています。	「基準金利は、共同通信社より東京時間午後3時にテレレート27143頁にTOKYO SWAPREFERENCE RATE として発表される6か月TIBORベース10年物（円－円）金利スワップレートにより算定した金利をいう。」に修正します。
11	30	添付資料-3	1	(2)	運営固定費の算定方法より、貴市による事業者への運営固定費の支払は平準化されると理解します。 貴市からの支払いが平準化されている一方、実際の維持管理内容は年度毎に異なることをご承知おきください。なお、年度毎の維持管理内容に応じて、事業者の売上高、費用等の金額は会計・税務等の基準に基づき変動しますが、貴市からの支払いが平準化されることに問題はありませ	ご意見として承ります。
12	30	添付資料-3	1	(2)	(2)運営・維持管理費の運営固定費の対象となる費用等の中に「運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等SPC設立費用等）。」とありますが、通常一般的なBTO事業の場合、当該諸費用については、設計・建設業務に係る対価に含まれ、整備割賦払金の元金を構成し、それを裏付けとして金融機関から必要な資金調達を行っています。資本金圧縮が可能となるよう、運営固定費の対象ではなく、設計・建設業務に係る対価（整備割賦払金）としていただくようお願いいたします。	運営開始前に発生する諸費用（開業費）は、運営固定費の対象ではなく、設計・建設業務に係る対価（整備費割賦払金）とします。
13	31	添付資料-3	2	(2)	運営・維持管理業務費の支払いについては、下請代金支払遅延等防止法の遵守（60日以内の支払義務）等鑑み、事業費圧縮可能となるように毎月払いとしていただけませんか。	入札説明書のとおりとします。
14	32	添付資料-3	3	(2) 2)	基準金利を算出・公表する機関の統廃合等が行われた場合には、基準金利を見直し頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、適用する基準金利については、協議の上決定します。
15	36	添付資料-4	1	(4)	当該監査済財務書類を公開することができるものとするっていますが、会社法の定めによる公告の義務以上の公開は、ご容赦頂けないでしょうか。財務書類は、運営事業者のコスト競争力等、同業他社に公開しがたい情報が含まれています。従って、会社法以上の対応はご容赦ください。	公開範囲については協議によるものとします。

2. 要求水準書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
1	2	第1編	第1節	6. (3)	緑化率については事業契約書（案）P56 別紙4本事業用地8.その他 に記載の緑地率15%若しくは環境施設20%と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書（案）P56 別紙4本事業用地8.その他 の記載を「緑地率15%かつ環境施設20%」に修正し、これを適用します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
2	5	第1編	第2節	1. (6)	文部科学省大臣官房文教施設企画部による「建築構造設計指針(平成21年度版)」に準じとありますが、この指針の対象範囲は「国立等の文教施設」です。本要求水準書P33「防災対策」に記載の建築構造設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)を正として本施設の構造計画を行うとの理解でよろしいでしょうか。	文部科学省大臣官房文教施設企画部による「建築構造設計指針(平成21年度版)」に準じるのは、構造計算に際して重要度係数1.25を用いることであり、構造計画は建築構造設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)によるものと理解下さい。
3	10	第2編 第1章	第1節	12. (4)	動線計画において、事業用地内に収集職員の男女別トイレを設置することとありますが、P34プラットホーム6)に記載のトイレ(各男子用、女子用別)と兼ねてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。 ただし、プラットホーム内での荷降ろしや通行に支障がないようにして下さい。
4	51	第2章	第11節	5	「要求水準書(案)に関する回答(令和1年11月1日)」にて、電力監視は専用盤とするようご回答を頂いておりますが、電力監視専用盤の代替として電力監視専用オペレータコンソールを設けての実施を提案してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
5	59	第2編 第3章	第1節	1. (3)4)	仮設道路、駐車場の施工とあり、「要求水準書(案)に関する質問への回答(令和1年11月1日)」で「常時50台程度、臨時(メンテナンス等)10台程度を必要とします。」と回答を頂いておりますが、敷地が狭隘で工事に支障をきたす恐れがあるため、事業者で手配した近隣の敷地外の土地の利用等についてご協議させていただきますようお願いいたします。	現日明工場の運営に支障がない対応とすることを原則とし、詳細については協議により決定するものとします。
6	77	第2編 第3章	第2節	11. (1)	煙突を工場棟と一体化した場合、要求水準書P44 第7節8.2)に記載の通り鉄骨+ALC板等の外筒でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
7	79	第2編 第3章	第3節	3. (2)5)	電気関係諸室は第1種換気とありますが、電気関係諸室は粉塵流入防止を考慮して、換気方式を諸室の用途や必要性に応じて提案できるものと理解してよろしいでしょうか。 換気の種類 ・第1種換気：給気と排気の両方を機械(換気扇)で換気する方法 ・第2種換気：給気を機械で行い、排気は自然排気する換気方法 ・第3種換気：給気は自然吸気、排気は機械で強制的に行う換気方法	他の換気方式とすることにより粉塵の流入が確実に防止でき、効果的・効率的な換気が実現される場合に限り可とします。
8	86	第2編 第3章	第6節	2	解体撤去工事における、発生材の処理について、発注者に引渡しを要する品目は有りますでしょうか。有る場合は保管場所のご教授をお願いします。	品目は調整中ですが、保管が必要な場合の場所については工事の状況に応じて協議します。
9	86	第2編 第3章	第6節	2	土木建築構造物解体撤去工事において、アスベスト・フロン・オイル・PCBなどの処理が必要な場合について「要求水準書(案)に関する質問の回答」において、「事業者で実施」と回答がりましたが、アスベストについては、品目によっては2004年まで製造されておりますので、サンプリング分析を実施させて頂き、混入品目が有った場合は別途協議をして頂くと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
10	86	第2編 第3章	第6節	2	土木建築構造物解体撤去工事において、アスベスト・フロン・オイル・PCBなどの処理が必要な場合について「要求水準書(案)に関する質問の回答」において、「事業者で実施」と回答がありました。フロンについては、解体建物の空調機械図の公表をして頂くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	86	第2編 第3章	第6節	2	土木建築構造物解体撤去工事において、アスベスト・フロン・オイル・PCBなどの処理が必要な場合について「要求水準書(案)に関する質問の回答」において、「事業者で実施」と回答がありました。オイルについては、プラント機器情報について「第1回入札説明書に関する回答時に併せて公表します」との回答でしたので、オイル量も併せて公表をして頂くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	86	第2編 第3章	第6節	2	土木建築構造物解体撤去工事において、アスベスト・フロン・オイル・PCBなどの処理が必要な場合について「要求水準書(案)に関する質問の回答」において、「事業者で実施」と回答がありました。PCBについては、1972年に製造中止となっていますので、今回の解体撤去工事には含まれないと想定してよろしいでしょうか。仮に処理が必要となった場合は、法律に則り貴市にて処理頂くという理解でよろしいでしょうか。	基本的にPCB混入物は無いと理解していますが、事業者の調査により混入が疑われる製品を発見した場合は、個別に市に照合し、確認を受けてください。
13	90	第3編 第1章		4. (6)	本施設運営のための人員として、2)ボイラ・タービン主任技術者を確保するとありますが、当該技術者は事業期間を通じて、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者を確保することでもよいという理解で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
14	90	第3編 第1章		4. (6)	本施設運営のための人員等 で8)安全管理者、9)衛生管理者の有資格者を配置することとありますが、常時50人未満の職員で運営する場合は安全衛生推進者の任命で良いと考えてよろしいでしょうか。	所管省庁にご確認下さい。
15	94	第3編 第2章		1. (1)	事業者は、計量室において搬入物の計量を行うとともに、直接搬入ごみの受付及びごみの処理手数料の徴収代行を行うこととありますが、運営・維持管理業務を行う構成員に徴収業務を委託可能という理解でよろしいでしょうか。	市と契約するPFI事業者が業務を実施して下さい。
16	94	第3編 第2章		1. (1)	事業者は、計量室において搬入物の計量を行うとともに、直接搬入ごみの受付及びごみの処理手数料の徴収代行を行うこととありますが、手数料の徴収額規模を、徴収日(平日、土曜日、日曜日、年末年始)ごとに御教授下さい。	直近3年間の実績では、平日及び土曜日の平均額は約55万円(最大は約130万円)、日曜日の平均額は約5万円(最大は約10万円)です。また、年末年始(平日)の平均額は約60万円(最大は約80万円)です。
17	94	第3編 第2章		1. (1)	事業者は、計量室において搬入物の計量を行うとともに、直接搬入ごみの受付及びごみの処理手数料の徴収代行を行うこととありますが、徴収した処理手数料は運営事業者の口座から貴市指定口座への振込可能という理解でよろしいでしょうか。	徴収した処理手数料は、業務発生日毎に集計し、出納した翌日(その日が金融機関休業日の場合は、直近の次営業日)に、市指定の納付書に金額を記載の上、金融機関で市の指定する口座に納付することを求めます。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
18	103	第3編 第3章		2. 表3.3-2	水銀について、1回の追加測定で運転停止を判断するとありますが、環境省が定めた3回以上の再測定（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価し判断する方法でも良いと考えてよろしいでしょうか。	追加の測定において3検体測定し、お見込みの方法で判断下さい。
19	添付 資料1				事業用地 約16,000㎡の範囲を明記いただけないでしょうか？ また、可能な場合、「要求水準書（案）に関する質問への回答（令和1年11月1日）」No. 11でご提示いただけるCADデータと併せてCADデータで頂けるという理解でよろしいでしょうか。	添付の事業用地境界（予定）を参照してください。 CADデータは入札参加資格審査通過者に別途CD-Rで配布することとします。

3. 落札者決定基準に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答

4. 基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
1	3		第8条	3(4)	「下期満了の日から3か月以内に、当該事業年度の計算書類等並びに経営計画書及び事業収支表を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、発注者に提出しなければならない」とあります。経営計画書及び事業収支表とは、当該事業年度の計算書類等の翌年度の経営計画書及び事業収支表のことでしょうか。当該経営計画書及び事業収支表については、会計監査人及び監査役の監査対象になるものではありませんので提出対象外としていただきたくお願いします。	次のとおり基本協定書（案）第8条第3項第4号を修正し、第5号を追加します。 （4）各事業年度の9月末日（ただし初年度は10月末）までに翌事業年度の予算の概要を、各事業年度2月末（ただし初年度は3月末）までに翌事業年度の経営計画書及び事業収支表を、発注者に提出しなければならない。なお、発注者は、当該経営計画書及び事業収支表を公開することができる。 （5）毎事業年度、上期満了の日から3月以内に、当該事業年度の上期に係る未監査の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成して発注者に提出すると共に、下期満了の日から3月以内に、当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けたうえで、発注者に提出しなければならない。なお、発注者は、当該計算書類等を公開することができる。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
2	4		第9条	4	「各株主の各事業年度の終了の日から3月以内に、各株主の当該事業年度の計算書類等、並びに経営計画書及び事業収支表を作成させ、当該株主に計監査人及び監査役がいる場合は当該監査を受けたうえで、発注者に提出させなければならない」とあります。経営計画書及び事業収支表とは、当該事業年度の計算書類等の翌年度の経営計画書及び事業収支表のことでしょうか。当該経営計画書及び事業収支表については、会計監査人及び監査役の監査対象になるものではないので提出対象外としていただきたくお願いします。	次のとおり基本協定書（案）第8条第4項を修正し、第5項を追加します。 4 構成企業は、PFI事業者の各株主（法人である株主に限る。以下、本項において同じ。）をして、各株主の各事業年度の9月末日（ただし初年度は10月末）までに翌事業年度の予算の概要を、各事業年度2月末（ただし初年度は3月末）までに翌事業年度の経営計画書及び事業収支表を作成させ、発注者に提出させなければならない。 5 構成企業は、PFI事業者の各株主（法人である株主に限る。以下、本項において同じ。）をして、各株主の各事業年度の終了の日から3月以内に、各株主の当該事業年度の計算書類等（会社法第435条第2項にいう計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書をいう。）を作成させ、当該株主に会計監査人及び監査役がいる場合は当該監査を受けたうえで、発注者に提出させなければならない。
3	4		第9条		本条における構成企業とは、構成員（PFI事業者へ出資を行う者）と理解し、協力企業（PFI事業者へ出資を行わない者）は含んでいないという理解でよろしいでしょうか。	契約の頭書部分に定義するとおり、「構成企業」には協力企業を含みます。
4	5		第10条		本条における構成企業とは、構成員（PFI事業者へ出資を行う者）と理解し、協力企業（PFI事業者へ出資を行わない者）は含んでいないという理解でよろしいでしょうか。	契約の頭書部分に定義するとおり、「構成企業」には協力企業を含みます。
5	6		第12条	1	貴市が事業契約に定めるPFI事業者による違約金の支払またはPFI事業者による損害の賠償と、本協定の本条の規定に基づく違約金についていずれも請求可能な場合においては、事業契約の定めによるSPCによる違約金の支払をご選択頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第11条第2項又は第3項違反による違約金は、基本協定のみに基づき発生します。（事業契約書（案）第83条では、同条に基づき違約金が発生する場合として「第80条（ただし、同条第1項第3号を除く。）」と規定しており、基本協定書（案）第11条第2項及び同上第3項に該当する事由が発生したときを除く旨明記しております。）
6	6		第12条	1, 2, 3	本条における構成企業とは、構成員（PFI事業者へ出資を行う者）と理解し、協力企業（PFI事業者へ出資を行わない者）は含んでいないという理解でよろしいでしょうか。協力企業として地元企業を想定した場合、地元企業の参画意欲を低減させることになると考えます。また、請求先は当該構成員として頂けないでしょうか。	請求先を構成員とすることは可能ですが、契約の頭書部分に定義するとおり、「構成企業」には協力企業を含みません。
7	6		第12条	4	第4項については、地元企業の構成員としての参画意欲確保・維持の観点から削除頂けないでしょうか。	削除します。
8	6		第13条		本条における構成企業とは、構成員（PFI事業者へ出資を行う者）と理解し、協力企業（PFI事業者へ出資を行わない者）は含んでいないという理解でよろしいでしょうか。協力企業として地元企業を想定した場合、地元企業の参画意欲を低減させることになると考えます。	契約の頭書部分に定義するとおり、「構成企業」には協力企業を含みます。
9	6		第13条	2	第2項については、地元企業の構成員としての参画意欲確保・維持の観点から削除頂けないでしょうか。	削除します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
10	6		第14条		万が一、貴市議会の議決が令和2年9月から大幅な遅延や、貴市議会からの要請等により事業契約の成立が遅延する場合もしくは本事業契約の一部変更を行う場合等は、既に開始している本施設の設計業務の一時中止等をお認め頂く等、PFI事業者の負担軽減にご配慮頂けませんでしょうか。 また、その場合は遅延・変更に伴う工期延長や追加費用のご負担等を協議させて頂けないでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
11	7		第16条	3	本項の各号のいずれかの場合に秘密情報を開示するときは、本項のただし書きの場合（権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合）を除き、事前に相手方への通知の際に、秘密情報の開示の可否及び範囲について当事者で協議し合意の上、開示していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書（案）のとおりとします。
12	16		別紙6		出資者誓約者の署名欄に株主（協力企業）がありますが、協力企業は含まないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。削除します。

5. 事業契約書（案）に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
1	2	第1章	第4条	1	第3項に「第1項の規定により～同項第4号ないし第7号に掲げる保証を付したときは」とありますが、本項では第1号から第5号までしかありません。第6号及び第7号は記載漏れでしょうか。	事業契約書（案）第4条第3項を次のとおり変更します。 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の全部又は一部に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号及び第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
2	2	第1章	第4条	2	運営・維持管理期間中の契約保証金額が、運営・維持管理業務費の100分の5以上と過大であり、過大な契約保証金の設定は、金融機関からの資金調達に影響し事業費が増大するため、契約金額のうち年度毎の運営・維持管理業務費の100分の10を超えない額としていただきたくお願いします。	事業契約書（案）のとおりとします。
3	3	第1章	第7条	1	本事業契約、基本協定、要求水準書、入札説明書等、事業提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。とありますが、各文書への質問回答は各文書に優先すると理解してよろしいでしょうか？	本事業契約及び基本協定は、契約書に規定する内容のみに法的拘束力が発生します。要求水準書、入札説明書等、事業提案書については、ご理解のとおりです。
4	3	第1章	第7条	1	本事業契約、基本協定、要求水準書、入札説明書等、事業提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。とありますが、既に公表されている要求水準書（案）に対する質問回答のうち、本入札図書に添付されている要求水準書に該当する箇所については、要求水準書よりも優先されると考えてよろしいか？	ご理解のとおりです。
5	5	第1章	第9条	2(6)	「なお、発注者は、当該経営計画書及び事業収支表」を公開することができる」とありますが、公開は差し控えていただけないでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
6	5	第1章	第9条	2(7)	「市は当該計算書類等を公開することができる」とありますが、会社法で定められた公告の範囲とさせていただきますようお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
7	6	第2章	第10条	3	「前項に基づき本事業用地の無償貸し付けが終了した場合、受注者が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても発注者に対してその償還等の請求をすることができない」とありますが、本事業契約の終了が、発注者の都合もしくは発注者の帰責で終了した場合には、発注者に対してその償還等の請求をさせていただきますようお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
8	6	第2章 第1節	第11条		受注者が本条の定めに基づき事前調査を行った結果、当該事前調査に過失又は錯誤がないにもかかわらず、受注者において設計業務、本件工事に要する費用又は本事業を遂行するに当たり受注者において生ずる追加的な費用が発生する場合(事業用地の土壌汚染、地下水汚染、地中埋設物又は地盤沈下の発覚に起因する損害、損失又は費用が生じた場合を含みます。)で、当該費用の増加の原因が入札説明書等及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、当該費用を貴市にご負担いただけますでしょうか。	当該事象については、事業契約書（案）第11条第3項で損害の補償をすることを規定しているため、事業契約書（案）のとおりとします。
9	12	第2章 第4節	第28条	2	統括工事責任者は「要求水準書（案）に関する質問への回答」No.19で土木建築工事主体の期間、プラント工事主体の期間で（当然に継続的に一貫して事業が行われるものとして、）変更可とご回答いただいている通り変更可能と考えてよろしいか？	事業契約書（案）第28条第2項を次のとおり修正します。 2 受注者は、本件工事の施工期間のうち土木建築工事主体の期間及びプラント工事主体の期間のそれぞれの期間中、第1項に基づき通知した統括工事責任者、主任技術者及び監理技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、発注者の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
10	18	第2章 第4節	第43条	1	「（本件工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動等の理由により第三者に損害を発生させた場合を含み、第14条の規定により付された保険により填補された部分を除く。以下、本条において同じ）」となりますが、このような第三者への損害は、本事業の実施に伴い必然的に発生する損害と理解しております。また、公共工事標準請負契約約款等においても、このような損害は発注者負担となっておりますので、上記の損害を受注者が負担とするのは、受注者に非常に厳しい規定であると思料いたします。つきましては、本件工事の施工に伴い通常避けることができない事由により第三者に損害が生じた場合については、保険会社からの代位求償も含み、貴市のご負担とさせていただきますでしょうか。	その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠っていないにも関わらず生じたものと判断出来た場合については協議に応じます。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
11	19	第2章 第4節	第46条	4	設計・建設業務及び解体撤去業務費の合計につき、遅延損害金の計算がなされることになっております。解体撤去業務費を除く、設計・建設業務費についてのみ対象とした遅延損害金の計算がなされるようにしていただきたくお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
12	21	第2章 第4節	第48条	2	運営期間にわたり、本施設について、性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合に貴市に生じた損害を賠償することとなっておりますが、一方で、事業契約書第74条や同別紙8により性能保証の未達の場合は運営委託料の減額も課せられるのと理解しております。仮に二重の費用負担が課されるとすれば、PFI事業者非常に厳しい規定と思料いたします。 つきましては、性能保証の未達の場合は、事業契約書第74条や別紙8により運営委託料の減額のみが課せられるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
13	21	第2章 第4節	第48条	3	要求水準書に定められた性能保証事項を満たさない事態が生じた原因がごみ質等、受注者の責によらない場合は第48条2項の規定は適用しないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第48条第3項を次のとおり修正します。 3 前項の規定は、本施設が要求水準書に定める性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が不可抗力又はごみ質等、受注者の責めに帰さない事由に起因する場合は、適用しない。
14	21	第2章 第4節	第48条	5	別紙6の様式により、とありますが、別紙6は瑕疵担保に係る保証書です。本項は第47条の瑕疵担保責任に規定すべき条項と思料します。	別紙6の第1条を次のとおり修正します。 第1条 保証人は、[受注者名]が負う、事業契約第47条に基づく瑕疵担保責任及び事業契約第48条に基づく性能保証義務を、[受注者名]と連帯して保証するものとする。
15	24	第3章 第2節	第54条	2(3)	「発注者が回収して本施設に搬入した廃棄物に混入していたものであり」とありますが、第三者の搬入する搬入禁止物及び処理困難物を完全に処理しないことは、搬入量の多さ、荷姿の多様さからして、受注者が全て水際で防ぐことは担保しかねることであり、地域住民の方々の意識醸成等、貴市と協力して実現していくべきものと考えます。 したがって、第三者が搬入する搬入禁止物及び処理困難物についても、本号に定める通り、受注者が発見不可能であることを明らかにし、貴市に合理的と判断していただいた場合については、発生費用を貴市にご負担いただくこととさせていただきませんか。	協議に応じます。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
16	27	第3章 第2節	第64条		「施設に搬入される処理対象物の性状が、要求水準書に定める計画ごみ質の範囲にとどまっている限り、受注者は、処理対象物の性状の変動を原因とする運営・維持管理業務（運営変動費の処理単価の見直しを含む。）の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。」とありますが、令和1年11月1日の要求水準書（案）に関する質問への回答No. 15に基づき、本入札では基準ごみ質100%の運営費でお見積りするため、計画ごみ質の範囲内外を問わず実績ごみ質が常態的に基準ごみ質から逸脱した場合、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。
17	29	第3章 第2節	第69条	4	異常事態の発生、計画外の運転停止の原因が、受注者の責めに帰すべき事由でない場合や、不可抗力の場合は、運営・維持管理業務費の減額等はなされないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙8の2.（1）2）で「やむを得ない事由による場合の措置」として規定しているとおります。
18	32	第4章	第76条	2	物価変動に基づく対価の変更は、P65別紙7 3運営維持管理業務に係る対価(5)物価変動に基づく改定方法7)に記載の比較対象と同じく、令和2年2月末時点で公表されている指標を比較対象とすると考えてよろしいか？	ご理解のとおりです。
19	35	第5章	第80条	11	キ及びクに記載の「第1号から第6号までのいずれかに該当」は、「アからカまでのいずれかに該当」という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第80条第1項第11号キ、クについて、次のとおり修正します。 キ 下請契約等に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。 ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除等を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
20	36	第4章	第83条	1項	違約金について「（2）本件工事すべての引渡完了日後に解除された場合 運営・維持管理業務費の100分の5に相当する金額」とあります。「契約解除の生じた日が属する事業年度の運営・維持管理業務費相当額の合計額の100分の5に相当する金額」に変更すべきと考えます。 内閣府が公表する「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」によれば、施設の完工後は、解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等、と示されています。	事業契約書（案）のとおりとします。
21	36	第4章	第83条	2項	「発注者は、前項の場合において、第4条の契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする」とあります。「第4条の契約保証金をもって違約金に充当する」へ変更すべきと考えます。契約保証金が違約金に充当されない場合、金融機関がSPCに対して追加の積立を求める可能性があります。	「第4条の契約保証金をもって違約金に充当する」へ修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
22	39	第5章	第88条	2	貴市が、本事業契約の解除時に受注者が提出した図書等を本施設の運営・維持管理のために無償で使用できることとなっておりますが、受注者の責に帰さない事由による解除の場合は、当該図書等を第三者に開示、提供等する場合は事前に受注者と開示、提供等の範囲につき協議していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	41	第7章	第94条	1	不可抗力により、損害（当該法令変更への対応に要する増加費用を含む。）とありますが、本条は不可抗力に係る条項のため、「当該不可抗力への対応に要する増加費用を含む。」と理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第94条を次のとおり修正します。 第94条 受注者は、不可抗力により、損害（当該不可抗力への対応に要する増加費用を含む。以下、本条ないし第97条において同じ。）が発生し、又は本事業契約上の義務の全部又は一部の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を発注者に対して通知する。この場合、受注者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本事業契約に基づく履行義務を免れるものとし、発注者は当該履行不能となった義務の履行不能期間に対応する対価の支払いを免れる。ただし、受注者は、当該不可抗力により発注者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
24	43	第8章	第100条	2	成果物の著作権については、応募者の営業上、技術上の競争力の源泉となる情報が多く含まれておりますので、貴市に無償譲渡するのではなく、無償で使用許諾することとさせていただきますでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
25	43	第8章	第100条	3	同条第4項の受注者が本事業の成果を公表する際は、貴市の承諾を得ることと対等に、受注者が貴市に提供した情報、書類、図面等を貴市が、第三者に開示される場合、受注者の合意を得て頂きたいと考えていますが、よろしいでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
26	45	第9章	第105条	一	直接協定は、受注者に対し資金提供を行う金融機関等にて作成のうえ協議されるご想定でしょうか。（もし现阶段で貴市でご想定されるドラフトがあればご教示願います。）	受注者に対し資金提供を行う金融機関等にて作成のうえ協議することを想定しております。
27	46	第9章	第106条	3	本項の各号のいずれかの場合に秘密情報を開示するときは、本項のただし書きの場合（権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合）を除き、事前に相手方への通知の際に、秘密情報の開示の可否及び範囲について当事者で協議し合意の上、開示していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）のとおりとします。
28	52	別紙2	18		「工事監理担当企業」とは、落札者の構成企業のうち、受注者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者、とありますが、要求水準書P18第3節1.(1)2)①の記載より、落札者の構成企業とする必要はないと思料します。	ご指摘のとおりですので修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
29	61	別紙7	1	(1)	「基準金利は、共同通信社より東京時間午前10時にテレレート17097頁にTOKYO SWAPREFERENCE RATE として発表される6か月TIBOR ベース10年物（円-円）金利スワップレートにより算定した金利をいう」とあります。テレレート17097頁には、短期（1WK～12MO）のTIBORが記載されているとの認識です。	「基準金利は、共同通信社より東京時間午後3時にテレレート27143頁にTOKYO SWAPREFERENCE RATE として発表される6か月TIBORベース10年物（円-円）金利スワップレートにより算定した金利をいう。」とします。
30	62	別紙7		(2)	(2)運営・維持管理費の運営固定費の対象となる費用等の中に「運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等SPC設立費用等）。」とありますが、通常一般的なBTO事業の場合、それらの諸費用については、その他設計・建設業務の関連業務として、設計・建設業務に係る対価に含まれ、整備割賦払金の元金を構成し、それを裏付けとして金融機関から必要な資金調達を行っています。金融機関からの資金調達上必要となりますので、運営固定費の対象ではなく、設計・建設業務に係る対価（整備割賦払金）としていただくようお願いいたします。	運営開始前に発生する諸費用（開業費）は、運営固定費の対象ではなく、設計・建設業務に係る対価（整備費割賦払金）とします。
31	64	別紙7			金利決定となる基準日の本件施設の所有権移転日とは、令和7(2025年)年3月31日を予定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	68	別紙8			「市は当該計算書類等を公開することができるものとする。」とありますが、会社法で定められた公告の範囲とさせていただきますようお願いいたします。	事業契約書（案）のとおりとします。

6. 様式集に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
1					入札参加資格審査申請書類、概要説明会の申込書、事業提案書等の提出の際、提出をする者が代表者以外となる場合は委任状は必要でしょうか。	不要ですが、持参の場合は、提出をするものと代表者との関係がわかるもの（雇用保険証、社員証、名刺等）を提示してください。
2					上記質問で、必要な場合、様式は任意でよろしいでしょうか。	回答No.1を参照願います。
3		様式2-2		代表者名	各企業の所在地、代表者名、代表者印につきまして、市入札参加資格申請を行っている者については当該申請している者と当該届出印、それ以外の者については、会社代表者名と代表者印という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4		様式2-4~7	1	①	共通の参加資格要件①会社概要は、会社ホームページの会社概要を示す箇所を印刷したものもしくはパンフレットでよろしいでしょうか。	可とします。
5		様式2-4~7	1	①	会社概要の説明に用いるパンフレット等は、A4規格以外の場合や両面印刷の場合でも問題ないでしょうか。	両面印刷でも問題ありませんがA4規格又はA3規格のZ折り（A4綴じ）として下さい。
6		様式2-4~7	1	③	共通の参加資格要件③法人住民税納税証明書は、納税している道府県民税、市町村民税のうち、貴市有資格者名簿に記載の者は本店所在地の場所に関わらず、貴市名簿上の事業所の市町村での市町村税を提出、名簿非記載の者は本店所在の市町村での市町村税を提出するということがよろしいでしょうか。市町村税に加え都道府県税に関するものも合わせて必要でしょうか。	差し支えありません。 都道府県税に関するものは不要です。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
7		様式 2-4~7	1	④	共通の参加資格要件④法人事業税納税証明書は、貴市有資格者名簿に記載の者は本店所在地の場所に関わらず、貴市名簿上の事業所の都道府県での法人事業税納税証明書を提出、名簿に非記載の者は本店所在の都道府県での法人事業税納税証明書を提出するという点でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
8		様式 2-4	2	①	有資格者名簿に記載されていることを示す添付書類は、貴市へ提出した入札参加資格申請書類の写しもしくは貴市HP入札情報公開サービスシステムの該当情報を印刷したものでよろしいでしょうか。	差し支えありません。
9		様式 2-4	2	②	一級建築士は入札参加資格要件確認時と実施設計時で変更が生じた場合は、ご報告するという理解でよろしいでしょうか？	書面により変更の理由等を明確にした上でご報告下さい。
10		様式 2-4	2	③	設計を担当した実績があることを証明する書類は、様式2-6の2.③や様式2-7の2.②と同様に様式2-8の添付書類としてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
11		様式 2-5	2	③	様式指定がありませんが、任意の様式でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
12		様式 2-5	2	④	建設を担当した実績があることを証明する書類は、様式2-6の2.③や様式2-7の2.②と同様に様式2-8の添付書類としてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
13		様式 2-6	2	③	建設実績には、共同企業体構成員元請での実績も含まれると考えてよろしいでしょうか。	差し支えありませんが、代表企業としての実績に限ります。
14		様式 2-6	2	④	様式指定がありませんが、任意の様式でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
15		様式 2-7	2	④	様式指定がありませんが、任意の様式でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
16		様式 2-8	1		施設的设计・建設実績の欄に、「※1系列あたり90日間以上の連続運転実績については、運転実績を確認できる書類を添付してください。」となっておりますが、入札説明書P16の(イ)本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件及び当該要件を確認する様式2-6のいずれにおいても、90日間以上の連続運転実績を求める記載がありません。当該※欄の示す書類の添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17		様式 2-9			「1. 配置予定者の資格及び現場総括責任者としての業務経験」に関して、配置予定者の氏名を記載することとなっておりますが、5年以上先の現場総括責任者を現時点で決定することは難しいため、提出時点の予定者とし、運営開始の際には(有資格者を配置することを前提として)変更しても問題ないと考えてよろしいでしょうか。その場合、業務経験の対象となる施設も変更可能との理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格要件を満たすものを配置する場合は可としますが、出来る限り配置予定者と同等以上の経験を有する者を配置願います。業務経験の対象となる施設については変更可能です。
18		様式 5-11			(3)処理生成物等利用計画は、最終処分計画として、焼却灰、飛灰の最終処分量を記載すればよろしいでしょうか。	その他磁性物等が発生しない計画であればご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
19		様式 6-6			ごみ由来のCO2排出量を算出するため、低質、基準、高質ごみそれぞれの廃プラスチック類の組成割合(dry%)をご教示ください。	直近10年間の低位発熱量(kJ/kg)とプラスチック類組成割合(%)を示します。詳細は本市ホームページの「北九州市の環境」-「資料編ごみ処理関係データ」を参照願います。 http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/kan-soumu.html H30年度 9,733 13.2、 H29年度 9,631 12.1、 H28年度 9,600 12.1、 H27年度 10,200 11.4、 H26年度 10,500 11.6、 H25年度 10,900 11.5、 H24年度 10,800 11.0、 H23年度 10,638 10.7、 H22年度 11,175 10.3、 H21年度 11,418 10.6
20		様式 6-6			使用電力及び発電電力由来のCO2算出に用いるCO2排出係数は、九州電力の2018年度実績(0.347kg-CO2/kWh)を用いてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり共通条件として九州電力の2018年度実績(0.347kg-CO2/kWh)を用いて下さい。
21		様式 6-7			当該箇所に記載の評価の視点「壁面緑化や屋上緑化等、敷地内の緑化に努めた提案であるか。」は、落札者決定基準に記載の評価の視点「緑化等を活用して地球温暖化に配慮した提案であるか。」と異なります。落札者決定基準に記載の評価の視点を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、落札者決定基準に記載の評価の視点が正です。
22		様式 7-15			「事業収支計画」の項目数の加除、及び名称を会計原則で一般的に使用されているもの等に変更することは可能でしょうか。例えば、「SPCの損益計算書」の営業費用に「割賦元金」とありますが、通常は損益計算書上の費用としては使われないため、適宜修正してご提出するということがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
23		様式 7-15			法人税率は以下の算定式、税率から実効税率30.41%で考えれば宜しいでしょうか。入札上の共通条件かと思料いたします。 ・算定式 (法人税×(1+地方法人税+県民税+市民税)+事業税)÷(1+事業税) ・税率 法人税23.20%、地方法人税10.30%、県民税1.80%、市民税8.20%、事業税3.60%	ご質問のとおり共通条件として実効税率30.41%で計算下さい。

7. 提案書の作成要領に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
1	1	1	1)		正本は図1に示す方法により袋綴じにて作成とありますが、資格審査申請書に関する提出書類や事業提案書等が袋綴じ困難な厚さとなる場合については、ファイルに綴じることによろしいでしょうか。	提案書の作成要領のとおり袋綴じとして下さい。
2	7	2	(4)	3)	非価格要素審査に関する補足資料(関心表明書)の添付資料は、「様式6-24に続けてまとめて添付する」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	10	3	(1)	3)	当該箇所に記載されている「補足資料」とは、非価格要素審査に関する提出書類(非価格要素提案書)においてはp7に記載の関心表明書を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

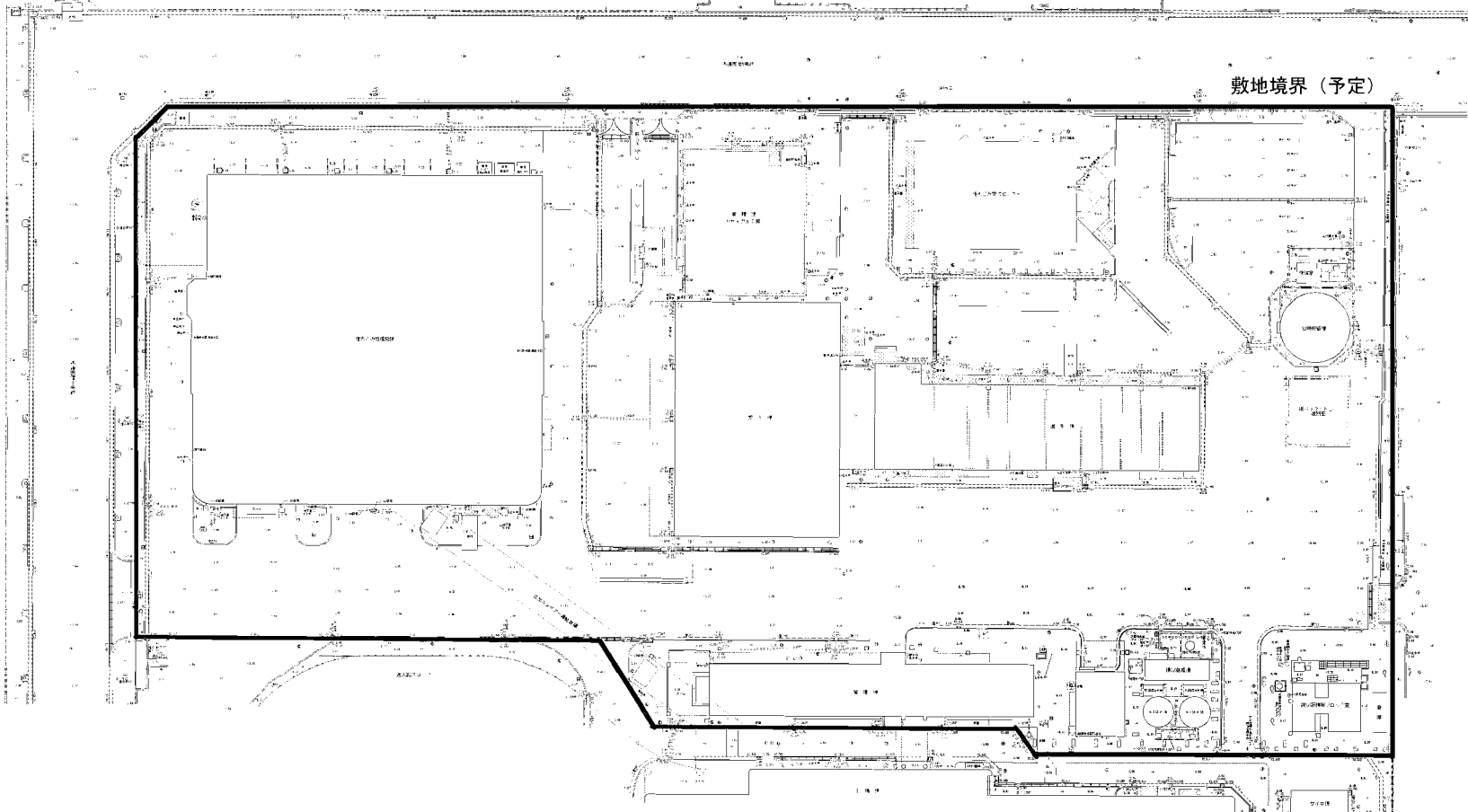
No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問	回答
4	10	3	(1)	7)	それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。とありますが、A3版書類は折り込んでも通し番号が確認できるよう、右側寄りに配置してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
5	10	3	(1)	11)	「Microsoft社のWord及びExcelにより作成するものとする」とありますが、図面等はpdf形式にて提出としてもよろしいでしょうか。	差し支えありません。

新日明工場建設予定地平面図 S=1:250
(北九州市小倉北区西港町96番地の2)

2013年10月10日現在
1/250



敷地境界 (予定)



所在地 北九州市小倉北区西港町96番地の2
建設者 新日明工場建設予定地敷地調査株式会社
図 種 平 面 図
縮 尺 1/250
製 図 北九州市環境局